

知っておきたい 老齢基礎年金の請求

国民年金保険料を納めた期間と保険料の免除を受けた期間の合計が25年(300月)以上ある方は、65歳から老齢基礎年金が受給できます。65歳の誕生日の3ヶ月前に日本年金機構から年金請求書が送付されますので、65歳の誕生日の前日以降に提出してください。

配偶者の有無や加入していた年金制度などにより、必要な書類が異なりますのでご注意ください。

○繰上げ・繰下げ請求

老齢基礎年金の受給開始年齢は原則65歳ですが、ご本人の希望により60歳から64歳(65歳到達前)の間に繰り上げて受給したり、66歳到達月以降に繰り下げて受給することができます。

入・追納や障害の程度が重くなった場合は、障害基礎年金などの請求ができません。

繰上げ・繰下げ請求をする時点の年齢に応じて、一定の割合で減額・増額された年金額を受給することになります。

65歳から66歳になるまでの間に遺族年金や障害年金などの他の年金の受給権が発生した場合は、繰下げ請求はできません。また、繰下げ請求をした場合の増額率は、70歳到達月以降変わります。

○申請

第1号被保険者期間(国民年金)のみの方は役場住民課、第2号被保険者期間(厚生年金・共済年金など)や第3号被保険者期間(第2号被保険者に扶養されて

いる配偶者)がある方は、年金事務所手続きをしてください。

○特別支給の老齢厚生年金

60歳以上の老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方で、厚生年金の被保険者期間が1年以上ある方は、65歳になるまで特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。

平成25年度から平成37年度にかけて、受給開始年齢が60歳から65歳へ段階的に引き上げられています。

生年月日や性別により、下表のとおり受給開始年齢が異なりますのでご注意ください。



【男性】

生年月日	受給開始年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以降	65歳

【女性】

生年月日	受給開始年齢
昭和33年4月1日以前	60歳
昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	61歳
昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	62歳
昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	63歳
昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	64歳
昭和41年4月2日以降	65歳

年金の支給額が改定されます

6月支給分(4月・5月分)から国民年金や厚生年金など公的年金の支給額が改定され、これまでの支給額から0.7%引き下げられます。

●国民年金(老齢基礎年金)の場合

改定前 満額 778,500円
↓
改定後 満額 772,800円



◆問い合わせ 千葉年金事務所 ☎043-242-6320

◆問い合わせ
千葉年金事務所
☎043(242)6320
住民課国保年金班
☎(84)12114